

議案第十四号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾八年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町奨学資金貸付基金条例（昭和四十年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「千五百円」を「三千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。